

第2号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部改正について，次のとおり提案します。

平成31年1月31日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則が改正され，教職課程の科目区分が変更されたことに伴い，所要の改正を行う。

2 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

平成31年4月1日

4 根拠規定

○ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第20条 免許状に関し必要な事項は，この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか，都道府県の教育委員会規則で定める。

○ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

第14条 免許法別表第3の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で，同表備考第7号の規定の適用を受けるもの（10単位の修得をもつて足りる者を除く。）の単位の修得方法は，第11条及び前条に定める修得方法を参酌して，都道府県の教育委員会規則で定める。

第18条の5 免許法別表第8の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で，第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は，第18条の2及び前条に定める修得方法を参酌して，都道府県の教育委員会規則で定める。

広島県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表を次のように改める。

受けようとする免許の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低単修得位数
論教	二種免許状	一	一	八	三	三	一五
		二	二	一五	二〇	一五	一五
		三	二	二	二〇	一五	一五
		四	三	二	二五	二〇	一五
		五	四	三	三〇	二五	一五
	一種免許状	六	四以上	二七以上	一九以上	五以上	四〇
		七	四	二四	一七	四	三五
		八	四	二四	一五	四	三〇
		九	三	二二	一三	三	二五
		一〇	三	一八	一一	三	二〇
論教	二種免許状	一	一	三	一	一	一五
		二	二	二	二	一	一五
		三	三	二	二	一	一五
		四	四	二	二	一	一五
		五	五	二	二	一	一五
	一種免許状	六	四以上	二六以上	一九以上	五以上	四〇
		七	四	二三	一七	四	三五
		八	四	二三	一五	四	三〇
		九	三	二〇	一三	三	二五
		一〇	三	一七	一一	三	二〇

論教学校等高中	論教学校中					
	状免許種一			状免許種二		
一	一	二	一	一	一	一
二	一	二	一	一	一	一
三	一	二	一	一	一	一
四	一	二	一	一	一	一
五	一	二	一	一	一	一
六	一	二	一	一	一	一
七	一	二	一	一	一	一
八	一	二	一	一	一	一
九	一	二	一	一	一	一
一〇	一	二	一	一	一	一
一一	一	二	一	一	一	一
一二	一	二	一	一	一	一
一三	一	二	一	一	一	一
一四	一	二	一	一	一	一
一五	一	二	一	一	一	一
一六	一	二	一	一	一	一
一七	一	二	一	一	一	一
一八	一	二	一	一	一	一
一九	一	二	一	一	一	一
二〇	一	二	一	一	一	一
二一	一	二	一	一	一	一
二二	一	二	一	一	一	一
二三	一	二	一	一	一	一
二四	一	二	一	一	一	一
二五	一	二	一	一	一	一
二六	一	二	一	一	一	一
二七	一	二	一	一	一	一
二八	一	二	一	一	一	一
二九	一	二	一	一	一	一
三〇	一	二	一	一	一	一
三一	一	二	一	一	一	一
三二	一	二	一	一	一	一
三三	一	二	一	一	一	一
三四	一	二	一	一	一	一
三五	一	二	一	一	一	一
三六	一	二	一	一	一	一
三七	一	二	一	一	一	一
三八	一	二	一	一	一	一
三九	一	二	一	一	一	一
四〇	一	二	一	一	一	一

第三條第一項第二号の表を次のように改める。

受けようとする 免許状の種類	在職年数	領域に関する専門 目に関する科目	教科に関する 目に関する科目	保育内容の指 導法に関する の科目又は教諭 的基礎的理 解に関する 科目等	各教科の指 導法に関する 科目又は教諭 の基礎的理 解に関する 科目等	大 学が 自に 設定 する 科目	最低 修得 単 位 数
幼稚園教 諭一種免 許状	四	二以上		一〇以上		五以上	二〇
	五	一		九		三	一五
小学校教 諭一種免 許状	四		二以上		一一以上	四以上	二〇
	五		一		九	三	一五
中学校教 諭一種免 許状	四		五以上		八以上	三以上	二〇
	五		四		七	三	一五
高等学校 教諭一種 免許状	四		四以上		六以上	六以上	二〇
	五		四		五	五	一五

第三條第一項第二号の表中

受けようとする 免許状の種類	在職年数	教科に関する 科目	教職に関する 科目	教科又は教職 に関する科目	最低修得 単 位 数
-------------------	------	--------------	--------------	------------------	---------------------

を

受けようとする 免許状の種類	在職年数	教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	---------------------------	---	------------------	-------------

に改め、同項第四号の表中

受けようとする 免許状の種類	基礎資格	在職 年数	教科に関する 科目	教職に関する 科目	教科又は教職 に関する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	----------	--------------	--------------	------------------	-------------

を

受けようとする 免許状の種類	基礎資格	在職 年数	教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	----------	---------------------------	---	------------------	-------------

に改め、同項第五号の表中

受けようとする 免許状の種類	在職年数	養護に関する 科目	教職に関する 科目	養護又は教職 に関する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	--------------	--------------	------------------	-------------

を

受けようとする 免許状の種類	在職年数	養護に関する 科目	養護教諭・栄 養教諭の教育 の基礎的理解 に関する科目 等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	--------------	---	------------------	-------------

に改め、同項六号の表中

受けようとする 免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校 指定規則別表第 一に掲げる教育 内容に係る科目	栄養に係る 教育に関する 科目	教職に関 する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	--	-----------------------	--------------	-------------

を

受けようとする 免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校 指定規則別表第 一に掲げる教育 内容に係る科目	栄養に係る 教育に関する 科目	養護教諭・栄 養教諭の教育 の基礎的理解 に関する科目 等	最低修得 単位数
-------------------	------	--	-----------------------	---	-------------

に改め、同条第二項の表を次のように改める。

中学校教諭											小学校教諭														
状免二種許						状免一種許					状免二種許						状免一種許								
二	一	〇	九	八	七	二	一	〇	九	八	七	六	二	一	〇	九	八	七	二	一	〇	九	八	七	六
四	五	六	七	八	九以上	四	五	六	七	八	九以上		一	二	二	三	三	四以上	一	二	二	三	三	四以上	
九	一	一	一	一	一	九	八	〇	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	九	一	一	一	一	一	一
一	二	二	三	三	四以上	二	三	三	三	三	三	四以上	一	一	一	二	二	二	二	三	三	四	四	五以上	
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇		

改正後

中学校教諭											小学校教諭														
状免二種許						状免一種許					状免二種許						状免一種許								
二	一	〇	九	八	七	二	一	〇	九	八	七	六	二	一	〇	九	八	七	二	一	〇	九	八	七	六
四	五	六	七	八	九以上	四	五	六	七	八	九以上		一	二	二	三	三	四以上	一	二	二	三	三	四以上	
九	一	一	一	一	一	九	八	〇	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	九	一	一	一	一	一	一
一	二	二	三	三	四以上	二	三	三	三	三	三	四以上	一	一	一	二	二	二	二	三	三	四	四	五以上	
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇		

改正前

改正後

高等一種 学校免許 教諭状					
一	一〇	九	八	七	六
四	五	六	七	八	九以上
六	七	八	九	一〇	一一以上
四	四	五	六	七	七以上
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇

二 施行規則第十一条の表備考第三号又は第四号による場合

受けるよう とする免 許状の種 類	在職 年数	領域に 関する 専門的 事項に 関する 科目	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育内容の指 導法に 関する 科目又は 教諭目 的の理解 に関する 科目等	各教科の指 導法に 関する 科目又は 教諭目 的の理解 に関する 科目等	大学が 最低 修得 する 単 位
幼稚園教諭 一種免許状	四	二以上		一〇以上		二〇
小学校教諭 一種免許状	五	一		九		一五
中学校教諭 一種免許状	四		二以上		一一以上	二〇
高等学校教 諭一種免許 状	四		四以上		八以上	二〇
高等学校教 諭一種免許 状	五		四		七	一五
高等学校教 諭一種免許 状	五		四		六以上	二〇
高等学校教 諭一種免許 状	五		四		五	一五

改正前

高等一 種 免許 状					
一	一〇	九	八	七	六
四	五	六	七	八	九以上
六	七	八	九	一〇	一一以上
四	四	五	六	七	七以上
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇

二 施行規則第十一条の表備考第三号又は第四号による場合

受けるよう とする免 許状の種 類	在職 年数	教科に 関する 科目	教職に 関する 科目	教科又は 教職に 関する 科目	最低 修得 単 位
幼稚園教諭 一種免許状	四	二以上	一〇以上	五以上	二〇
小学校教諭 一種免許状	五	一	九	三	一五
中学校教諭 一種免許状	四	二以上	一一以上	四以上	二〇
高等学校教 諭一種免許 状	四	四以上	八以上	三以上	二〇
高等学校教 諭一種免許 状	五	四	七	三	一五
高等学校教 諭一種免許 状	五	四	六以上	六以上	二〇
高等学校教 諭一種免許 状	五	四	五	五	一五

改正後

三 施行規則附則第十四項による場合														
受けるようとする免状の種類														
免状の種類														
高等学校教諭一種免状														
二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九以上
六	八	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二三以上
三	四	四	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五以上
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五

改正前

三 施行規則附則第十四項による場合														
受けるようとする免状の種類														
免状の種類														
高等学校教諭一種免状														
二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九以上
六	八	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二三以上
三	四	四	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五以上
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五

改正後

四 施行規則附則第三十八項による場合

高等学校 教諭一種 免許状	修業年限三年の 看護師養成施設 を卒業し、保健 師助産師看護師 法第七条の規定 により看護師の 免許を受けてい ること。							基礎資格		受けよう とする免 許状の種 類										
	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七		一〇	九	八	七	六	五	九以上	一一以上	八以上	四〇
	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	一〇〃	一一〃	一二〃		一三〃	一四〃	一五以上	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	一〇〃
	六〃	七〃	九〃	一〇〃	一一〃	一二〃	一三〃	一四〃	一五以上		四〃	五〃	七〃	八〃	九〃	一〇〃	一一以上	一二〃	一三〃	一四〃
	三〃	四〃	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	一〇以上		四〃	四〃	五〃	六〃	七〃	七〃	八以上	八以上	七〃	七〃
	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五		一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	最低修得 単位数	最低修得 単位数	最低修得 単位数	最低修得 単位数

改正前

四 施行規則附則第三十八項による場合

高等学校 教諭一種 免許状	修業年限二年 の看護師養成 施設を卒業 し、保健師助 産師看護師法 第七条の規定 により看護師 の免許を受け ていること。							基礎資格		受けよう とする免 許状の種 類										
	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七		一〇	九	八	七	六	五	九以上	一一以上	八以上	四〇
	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	一〇〃	一一〃	一二〃		一三〃	一四〃	一五以上	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	一〇〃
	六〃	七〃	九〃	一〇〃	一一〃	一二〃	一三〃	一四〃	一五以上		四〃	五〃	七〃	八〃	九〃	一〇〃	一一以上	一二〃	一三〃	一四〃
	三〃	四〃	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	一〇以上		四〃	四〃	五〃	六〃	七〃	七〃	八以上	八以上	七〃	七〃
	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五		一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	最低修得 単位数	最低修得 単位数	最低修得 単位数	最低修得 単位数

改正後

五 施行規則第十七条による場合

養護教諭一 種免許状	養護教諭二 種免許状	受けようとする免許状の種類		養護教諭・栄養 教諭の教育の基 礎的理解に関する 科目等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
		数	在職年			
四	五	七以上	七以上	四以上	二以上	一五
七	八	一一以上	七以上	三	二以上	一〇
八	八	八	六	四	二	一〇
九	七	七	四	二	二	一五
一〇	五	五	三	二	二	一〇

六 施行規則第十七条の二による場合

栄養教諭一 種免許状	受けようとする免許状の種類		管理栄養士学校 栄養に係る 教育に関する 科目	養護教諭・栄養 教諭の教育の基 礎的理解に関する 科目等	最低修得 単位数
	数	在職年			
四	二七以上	二以上	六以上	三	三五
五	一三	二	五	三	三〇
六	一八	二	五	四	二五
七	一四	二	四	四	二〇
八	九	二	四	三	一五
九	五	二	三	二	一〇

改正前

五 施行規則第十七条による場合

養護教諭一 種免許状	養護教諭二 種免許状	受けようとする免許状の種類		養護又は教職 に関する科目 数	最低修得 単位数
		数	在職年		
四	五	七以上	七以上	二以上	一五
七	八	一一以上	七以上	二	一〇
八	八	八	六	二	一〇
九	七	七	四	二	一五
一〇	五	五	三	二	一〇

六 施行規則第十七条の二による場合

栄養教諭一 種免許状	受けようとする免許状の種類		管理栄養士学校指 定規則表第一に 掲げる教育内容に 係る科目	栄養に係る 教育に関する 科目	教職に関する 科目	最低修得 単位数
	数	在職年				
四	二七以上	二以上	六以上	三	三五	
五	一三	二	五	三	三〇	
六	一八	二	五	四	二五	
七	一四	二	四	四	二〇	
八	九	二	四	三	一五	
九	五	二	三	二	一〇	

改正後	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">高等学 校教諭</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">中学校教諭 普通免許状</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">一</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">一以 上</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">二以 上</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">六以 上</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">九</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一種免 許状</td> <td style="text-align: center;">状を 除く。 (二種免 許状を 除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者が修得を必要とする単位の修得配分については、施行規則に定めのあるものを除くほか、同規則第一条から第十条の二までに定める単位の修得方法の例にならつて別に定める。</p>	高等学 校教諭	中学校教諭 普通免許状	一	一以 上	二以 上	六以 上	九	一種免 許状	状を 除く。 (二種免 許状を 除く。)					
高等学 校教諭	中学校教諭 普通免許状	一	一以 上	二以 上	六以 上	九									
一種免 許状	状を 除く。 (二種免 許状を 除く。)														
改正前	<p>3 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者が修得を必要とする単位の修得配分については、施行規則に定めのあるものを除くほか、同規則第一条から第十条の六までに定める単位の修得方法の例にならつて別に定める。</p>														